

ひとにやさしいまちづくり条例制定  
に関する検討結果について

## 1 基本的考え方

すべての人々が、安全で快適な日常生活を営み、積極的に社会参加ができる豊かで、いきいきとした福祉社会の形成が求められている。

こうした社会実現のためには、すべての県民がそれぞれの地域で、ともに暮らし、生きがいを持って生活をする事ができることが大切である。とりわけ、高齢者、障害者、病弱者、妊産婦、幼児などの行動を阻む様々な障壁を取り除き、すべての県民が自らの意志で自由に行動でき、積極的に社会参加できるよう、バリアフリー化による物理的障壁の除去などの生活環境の整備、すなわち、ひとにやさしいまちづくりを推進していくことが必要である。

高齢者や障害者などにやさしいまち、あらゆる人々にやさしいまちであるとの基本的認識に立って、ひとにやさしいまちづくり、ひいては、あらゆる人々にとってやさしい郷土栃木県のまちづくりを推進していくべきことが望ましい。

## 2 国、県、市町村、県民、事業者の責務

ひとにやさしいまちづくりは、国、県、市町村、県民及び事業者が一体となって推進することが大切である。

国の責務については、既に高齢化社会対策基本法及び障害者基本法で明確にされているが、県、市町村、県民及び事業者についても、ひとにやさしいまちづくりを円滑かつ効果的に協働して推進していくためには、それぞれの責務を明らかにすることが必要である。

## 3 ひとにやさしいまちづくりの総合的推進

来るべき本格的な高齢社会に対応するため、また、障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるようノーマライゼーションの理念を基本に、高齢者、障害者等の自立と社会への参加を促進し、県民総参加の下に心の通い合うひとにやさしいまちづくりを推し進め、すべての県民の生活の向上を図ることが望まれる。

このためには、多くの人々に利用される建築物等の改善を始め、移動・交通対策の推進などの「ハード面」の整備とともに、「ソフト面」からは高齢者や障害者に対して県民の誰もが温かい手を差し伸べることが自然であるような「福祉のこころ」の涵養等の課題に取り組むことも大切である。具体的には、ひとにやさしいまちづくりへの県民や事業者への理解を深めるための情報提供、福祉教育の充実などが必要である。

また、公私が連携したひとにやさしいまちづくり推進組織の設置と幅広い県民運動の展開も重要である。そして、高齢者や障害者を取り巻く物理的な障壁、資格制限等の制度的な障壁、文化・情報面の障壁及び意識上の障壁の除去等の取り組みが重要である。

## 4 公共的施設の整備

ひとにやさしいまちづくりの推進のためには、とりわけ、高齢者、障害者、病弱者、妊産婦、幼児などの行動を阻む様々な障壁を取り除き、自らの意志で自由に行動できるよう、多数の県民が広く利用する公共的な建築物、道路、公園、駅等の施設について、安全かつ快適な構造への改善を進める必要がある。

#### (1) 施設設備基準制定の必要性

高齢者や障害者などの利用に配慮した公共的施設の整備を推進するため、公共的施設の範囲を明らかにするとともに、その構造・設備の仕様等について基準を定めることが必要である。

基準の制定に当たっては、先ず高齢者や障害者などの利便性に配慮するとともに、事業者に過度の負担を強いることがないようにも配慮することが肝要である。また、福祉のまちづくり指針を基本とするとともに、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律との整合性及び各県の条例の例を参考とするなどの配慮が必要である。

なお、当委員会が望ましいと考える基準の例を示せば別紙の別表のとおりである。

#### (2) 施設設備の具体的進め方

公共的施設の設備を行うすべての者に上記の整備基準の遵守を義務づけることが必要である。また、条例の効果的施行の観点から、一定規模以上（施設の種類によってはすべて）の施設の新設等に当たっては、事業者から県への届出を行う必要がある。また、地形、敷地の状況、事業者の負担の程度等止むを得ない理由により、基準に基づく整備が困難であると認められる場合には、その一部を免除することも併せて検討されてよい。

なお、既存の施設については、施設の新設の場合と同様の義務づけは困難であるが、実情に即して、できる限り整備基準に適合するよう努めることが大切である。

### 5 公共車両、駅の整備

公共車両、駅（建築物を除く。）についても、移動手手段の確保の観点から、高齢者や障害者などが安全かつ快適に利用できるようその整備に努めることとする必要がある。

### 6 住宅の整備

県民は、その所有する住宅について身体状況の変化に応じて快適に生活できるよう整備に努めるとともに、住宅を供給する事業者は、高齢者や障害者などが安全かつ快適に使用できるような住宅及び住環境の供給に努めることが望ましい。

### 7 条例制定の必要性

現在の福祉のまちづくり指針では実効性が十分でないことから、以上に述べた内容等を骨子とする県条例を制定し、ひとにやさしいまちづくりを一層推進する必要がある。

なお、参考までに当委員会が作成した条例の構成（試案）を示せば、別紙のとおりである。

### 8 条例施行に当たっての留意事項

- (1) ひとにやさしいまちづくりを推進するため、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律に係る国や各県の例も参考として、県としても必要な施策の具体化に努める必要がある。

また、整備基準に適合した公共的施設の整備を促進するためには、適合証の交付や特に優良な施設の表彰などについても見当すべきである。

- (2) 事業者や建築設計士等が具体的に施設の建設を行うに当たり、条例に適合するための対応を容易に行うことができるための手引書の作成、説明会の開催等も十分に行うことが重要である。
- (3) また、条例の施行に当たっては、民間、国、市町村とも十分な連携を図りながらその着実な実現に努めるとともに、条例の公布から施行までの準備機関は十分に置くこととし、様々な機会に、その趣旨・内容の周知徹底を図り県民の理解を得ることが大切である。
- (4) なお、条例施行後のひとにやさしいまちづくりの状況を把握するとともに、課題の解決等のために有識者による、事業者や県、市町村などへのアドバイスを行う部門をひとにやさしいまちづくり推進組織内に設置し、円滑かつ着実な条例の施行を側面から支援することも検討に値すると考える。

## 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例の構成（案）

項 目	事 項	概 要
1 総括的事項	(1) 目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10年9月7日付条例の制定についての「趣旨」</li> <li>・関係者の責務の明確化、計画の総合的推進等によるひとにやさしいまちづくりの実現への寄与</li> </ul>
	(2) 定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共的施設（条例対象施設）</li> <li>・特定施設（公共的施設のうち知事への届出が必要なもの）</li> <li>・高齢者、障害者等</li> </ul>
	(3) 県の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとにやさしいまちづくりに関する総合的な施策の策定、実施</li> <li>・市町村との連携によるひとにやさしいまちづくり施策の推進</li> </ul>
	(4) 市町村の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の実情に即したひとにやさしいまちづくりに関する施策の策定と実施</li> <li>・県のひとにやさしいまちづくりに関する施策への協力</li> </ul>
	(5) 県民の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとにやさしいまちづくりに関する理解と取り組み</li> <li>・県、市町村が実施する施策への協力</li> </ul>
	(6) 事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進んでひとにやさしいまちづくりへ取り組み</li> <li>・県、市町村が実施する施策への協力</li> </ul>
2 基本的施策	(7) 施策の基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の意識の高揚</li> <li>・公共的施設等の整備促進</li> </ul>
	(8) 情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとにやさしいまちづくりへの県民、事業者の理解を深めるための情報の提供</li> </ul>
	(9) 福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者等に対する理解を深め、「福祉のこころ」を涵養するための教育の充実と学習機会の提供</li> </ul>
	(10) 保健福祉サービスの効果的提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者等が安心して地域社会で生活できるよう、保健福祉サービスの効果的提供に努める</li> </ul>
	(11) 推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市町村、事業者、県民が一体となった推進体制の整備</li> </ul>
	(12) 表彰	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良特定施設の表彰（なお、条例公布とともに施行する）</li> </ul>
	(13) 財政上の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な措置に努める</li> </ul>
3 公共的施設の整備	(14) 公共的施設整備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象施設 → 別表1</li> <li>・整備基準 → 別表2</li> </ul>
	(15) 機準の遵守	
	(16) 届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設（一定面積以上の対象施設等）の知事への届出</li> </ul> <p>（注）特定施設以外は、(14)、(15)の適用はあるが、(16)の適用はない</p>

項 目	事 項	概 要
	(17) 指導・助言	
	(18) 工事完了届	
	(19) 検査	
	(20) 既存特定施設	・努力義務
	(21) 適合証	・条例基準適合施設のうち希望者に発行 ・宇都宮市の条例適用施設でも県の適合証発行を希望する場合は、発行できる措置を講ずる ・既設特定施設で条例適合施設には適及適用（発行）を可能に
	(22) 勧告	・指導・助言に従わない者に対する勧告
	(23) 公表	・指導・助言に従わない悪質事業者の公表
	(24) 報告・調査	・知事は、条例施行に必要な限度で、特定施設の基準の適合状況について、職員に質問・調査させることができる
	(25) 国等の特例	・（事務処理の簡素化（審査件数の減少を図る）の観点から）国、県、市町村及びこれに準ずる団体については、(16)～(24)までは適用しない。ただし、(21)は適用する （注）(14)、(15)の適用はあるので念のため
4 公共車両等の整備	(26) 公共車両等の整備	・鉄道車両、バス車両所有者は高齢者、障害者等が円滑に車両を利用できるよう努めなければならない
	(27) 住宅等の整備	・県民は所有する住宅について身体の状態の変化に応じて快適に生活できるよう整備に努める ・住宅供給事業者は、高齢者、障害者等が快適に生活できる住宅、住宅団地等の提供に努めなければならない。
5 その他	(28) 条例の適用除外	・県と同等又はそれ以上の内容の届出を行う条例を有する市町村の区域には、原則として、県条例は適用しない （注）現在のところ、宇都宮市が見込まれる
	(29) 規則への委任	・条例施行手続きに関する規定の施行規則への委任

別表 1

## 条 例 対 象 施 設

## 1 建築物

	対 象 施 設	届出対象施設の面積	備 考
ハ ト ビ ル 法 対 象 施 設	病院、診療所	すべて	
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	200m <sup>2</sup>	
	集会場、公会堂	200m <sup>2</sup>	
	展示場	1,000m <sup>2</sup>	
	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗	500m <sup>2</sup>	
	薬局	すべて	
	ホテル・旅館	1,000m <sup>2</sup>	
	老人福祉施設、有料老人ホーム、老人保健施設、 身体障害者更生援護施設、児童福祉施設、知的 障害者援護施設	すべて	
	体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場	1,000m <sup>2</sup>	
	博物館、美術館、図書館	すべて	
	公衆浴場	1,000m <sup>2</sup>	
	飲食店	500m <sup>2</sup>	
	理容所、美容所、クリーニング取次店、質屋、貸衣 装屋、その他これに類するサービス業を営む店舗	100m <sup>2</sup>	
	銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、中 小企業金融金庫、国民金融公庫、労働金庫、証券会 社、農業協同組合（金融機関の部分に限る）の店舗	100m <sup>2</sup>	
	車両の停車場	100m <sup>2</sup>	
	船舶の発着場	100m <sup>2</sup>	
	一般公共の用に供される車庫	500m <sup>2</sup>	
	公衆便所	すべて	
	郵便局	すべて	
	電気、ガス、電話の窓口を有する店舗、その他 これに類する公益上必要な建物	すべて	
県 指 針 対 象 施 設	官公庁庁舎	すべて	
	学校	100m <sup>2</sup>	
	工場	見学施設を有するもの	
	事務所	2,000m <sup>2</sup>	
	共同住宅	51戸以上	
	複合用途建築物	2,000m <sup>2</sup>	

対 象 施 設		届出対象施設の面積	備 考
その他	火葬場	すべて	
	冠婚葬祭施設	100m <sup>2</sup>	

2 建築物以外の施設

対 象 施 設		届出対象施設の面積等	備 考
県 指 針 対 象 施 設	建築物以外の公共交通機関の施設（鉄道の駅舎、 旅客施設、バスターミナル）	すべて	
	道路	すべて	
	公園等（児童遊園、都市公園、その他これらに 類する公園で国又は地方公共団体が設置するも の、動物園、植物園、遊園地）	すべて	
その他	路外駐車場（機械式駐車場を除く。）	駐車場法の要届出施設	

※県指針：福祉のまちづくり指針



1 県条例における対象施設の考え方

区 分	すべての公共的施設等が対象		一定面積以上の公共的施設等が対象（すべての施設が対象となる例もある）	備 考
	届出・すべての施設	届出・一定面積以上の施設		
栃 木 県	—	○	—	
(参考) ハートビル法	—	○	—	特別特定建築物2,000㎡以上について利用円滑化基準への適合義務

2 県条例における対象施設の整備箇所

(その1)

区 分	I 建 築 物																					
	① ハートビル法の整備箇所							② 条例での整備箇所														
	出入口	廊下等	階段	昇降機	便所	駐車場	敷地内通路	洗面所	浴室	客席	カウンター・記載台	公衆電話	休憩所	授乳場所	水飲み場	券売機	案内板	更衣室	客席	レジ通路	エスカレーター	
栃 木 県 条 例 案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ハ ー ト ビ ル 法	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
栃 木 県 指 針	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	—	○	○

(その2)

区 分	II 建築物以外の整備箇所																					
	① 公共交通機関							②道路			③ 公 園							④ 駐車場				
	出入口	改札口	通路	階段	昇降機	エスカレーター	便所	案内板	乗降場	歩道	立体横断	出入口	園路	ベンチ	階段	便所	案内標識	駐車場	水飲み場	排水溝	車いす用	
栃 木 県 条 例 案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃 木 県 指 針	—	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	—	○	○

3 県条例における整備箇所の整備基準

条例対象施設、整備箇所については、各県条例の例を参考とする。